

令和6年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和6年9月13日（金）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	9月13日 午前9時00分宣告（第3日）			
応 招 議 員	1番	多 田 陽 子	2番	山 岸 美登利
	3番	志 治 市 義	4番	石 原 裕 介
	5番	飯 田 雅 広	6番	板 倉 浩 幸
	7番	三 浦 知 将	8番	吉 田 正 昭
	9番	加 藤 裕 子	10番	富 田 さとみ
	11番	伊 藤 俊 一	12番	水 野 智 見
	13番	安 藤 洋 一	14番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	政推進策室	室長	小島 昌己		
	総務部	部長	鈴木 敬	安心安全課	森 実央
		総務課長	藤下 真人		
	民生部	部長	不破 生美	介護支援課	松井智恵子
		こども福祉課長	飯田 陽亮	こども家庭課長	古賀慎一郎
	産建設業部	部長	肥尾建一郎	次長兼 まちづくり 推進課長	福谷 光芳
	上下水道部	部長	伊藤 和光	下水道課長	北條 寿文
	消防本部	消防長	竹内 豊		
	教育委員会 教育事務局	教育長	服部 英生	教育部長	舘林 久美
給食センター長		浅井 修	教育課長	兼岩 英樹	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事務会局	局長	萩野 み代	書記	荒木 慎介
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
7	多 田 陽 子	栄養面から考える給食……………	154
8	山 岸 美登利	①子ども・若者支援について……………	168
		②認知症施策の充実について……………	179
9	安 藤 洋 一	どうする！どうなる！温泉通りの桜並木……………	190

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

令和6年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催しましたところ、昨日に引き続き定刻までにご参集いただきましてありがとうございます。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、多田陽子さん、安藤洋一君から提出されました本日の一般質問の際の参考資料を配付してありますので、お願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許可します。

質問7番、多田陽子さんの「栄養面から考える給食」を許可いたします。

多田陽子さん、質問席へお着きください。

○1番 多田陽子君

1番 多田陽子です。おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って、「栄養面から考える給食」について質問いたします。

今年度より給食費の町からの補助額が変わりました。町長の施政方針を引用しますと、昨今の急激な物価高騰の影響により食材費が高騰していることから、学校給食費の1食当たりの単価を見直します。具体的には、小中学校ともに40円を増額し、増額分は公費にて負担いたします。児童生徒の成長に必要な量と栄養バランスの取れた給食を提供するとともに、地域の食材を取り入れた地産地消の献立を実施することで、食育の推進に努めてまいりますとのことです。

蟹江町の給食は、給食センターでまとめて作られています。人件費や光熱費等の経費は町が負担し、保護者は材料費のみ負担する形となっています。その材料費が、今までは中学校が300円、小学校が260円、その中で、町が30円ずつ補助していました。昨今の急激な物価高騰の影響により食材費が高騰する中でもおいしい献立を考えて提供して下さっていた栄養教諭の先生、栄養士さん、調理員さんたちには感謝の気持ちしかありません。

小学校の給食試食会でも、栄養教諭の先生が私達主婦の間を回って、鶏むね肉のおいしい食べ方でお勧めのものはありますかと聞いて回り、毎日工夫を重ねてくださっていることを目の当たりにしておりました。しかし、ついに限界だと、このたび値上げに踏み切りました。蟹江町では、その値上げ分を保護者の負担ではなく、公費から1食当たりさらに40円ずつの

増額をし、材料費は中学校340円、小学校300円となったわけですが、そこでお聞きをします。

増額をし、手応えと申しますか、子供や保護者、給食センターの声、教職員からの声などありましたら教えてください。

○給食センター所長 浅井 修君

それでは、議員から質問のありました件についてお答えをいたします。

初めに、議員におかれましては、学校でのPTA試食会なんかにも参加していただきまして、給食業務について関心を持っていただき、ご理解、ご協力いただきますこと、誠にありがとうございます。

では、発言のありましたとおり、今年度から小中学校ともに1食当たりの給食費単価、こちらを40円加算して給食を提供しております。保護者負担金につきましては、40円の上昇分は負担はお願いせず、公費負担、従来の30円分と合わせまして、合計70円として実質の保護者負担金は据置きとしたところでございます。一部の保護者からは大変助かっているとの声もいただいているところでございます。

献立作成につきましては、1食当たりの給食費単価が増えましたので、昨年と比べると、若干ではございますが、食材調達の幅が広がったものと実感しております。しかし、従来からの物価高騰の高止まり、これに加えて、さらに今後も食材の値上がりが予想されることから、非常に厳しい状況には変わりございません。引き続き、児童生徒の成長に必要な量、栄養バランスを確保しながら、いかにおいしい給食が提供できるか工夫をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

どうもありがとうございます。

給食費は、平成20年、今の高校1年生が生まれた年には270円、230円だったそうです。最初は公費補助がなかったものの、蟹江町では値上げのたびにそこを公費負担としてきました。そして、今回の値上げは9年ぶりに行われました。食料の消費者物価指数の動向を見ますと、9年前と比べると1.2倍ほどに膨れ上がっています。今後の物価上昇は、世界情勢なども関係しますので簡単に予測できるものではありませんが、給食の質の維持のためには、9年と間を空けずに、適宜見直しを検討していただきますようお願いいたします。

さて、その間に単価の安い食材へ置き換えられたり、デザート回数が調整されたり、主菜、つまりメインのおかずですね、そちらの分量が減り、副菜、添え物のおかずの量を多くしてバランスを取ってきた変化が挙げられます。

では、モニターの写真をご覧ください。

これは、去年の給食試食会の際の写真です。とてもおいしかったのですが、主菜である鳥の南蛮揚げが1つ、切り干し大根は副菜ですが、メイン料理以上の量です。大人がこの献

立を出されましたら、物足りなさを感じると思います。教師の働き方改革と言われますけれども、先生方は全額自己負担で半強制的に毎日この昼食なのですが、理事者の皆様はご自身でしたらどう思われますか。

けれども、汁物にはたくさんの野菜が入っていて、ピーマンやニンジンといった緑黄色野菜もしっかりと入れられています。お肉は少なくともお揚げさんも入っていて、栄養価がきちんと計算されていることがお分かりいただけると思います。ですが、私は、やはり主菜の量がそれなりにあって食べ応えがあり、果物などのデザートがついているような給食が、子供も先生方も喜んでくださるのではないかなと感じます。

では、次の質問に移ります。

私の初めての一般質問、学童保育についての質問の中で、学童についても希望者には給食を提供することはできないかと問いました。その際、学童保育所での給食提供については、休期間中は学童保育所の利用人数が毎日定まった人数でないことから、食材料の見込みが困難となり実施していない、仮に給食を提供するとなると利用料が増額になることが見込まれますので、保護者に過重に負担を強いることになると答弁をいただきました。

そのほかにも調べてみたところ、給食は、食べるまでは徹底した衛生管理のもので保管しなければならないこと、先生方は月2回の検便をしなければならなくなることなど、ハードルがあることも知りました。学校外への施設への給食提供が困難であると知りつつも、私は、発達が気になるお子さんと保護者の親子通園施設、ひまわり園についても、給食の提供があればよいのではと考えるようになりました。

学童については、保護者の負担軽減ですが、ひまわり園については、栄養面からの子供の成長のためです。まず、ひまわり園がこのたび母子通園施設という名称であったところを、親子通園施設に名称変更してくださいましたこと、本当にありがとうございます。以前は、母が療育に行けない日は父親が行ってもよいかと問いましたら、付き添いはお母さんをお願いしていますと言っていたこともあったそうですが、名称や認識が変わり、お母さんだけではなく、皆で子供を育てようという町の意識の変化を感じ取ることができました。

さて、話を戻しまして、ひまわり園は、心身の発達の遅れやそのおそれのある乳幼児に対し、集団療育を行うことで、乳幼児の基本的な生活習慣の自立支援と健全な育成を図ることを目的として開設されています。いわゆるグレーゾーンと言われる子供には偏食が多く、私の友人のお子さんもおバナナしか食べなかったと聞きました。だからこそ、蟹江町のバラエティーに富んだおいしい給食を出して、子供たちみんな給食を囲むことで、たとえほとんど食べられなかったとしても、一つでもその子の好きを見つける機会になればと考えたわけです。

乳幼児を持つお母さんは、食事一つ作るのも大変だということはよく言われていますが、グレーゾーンのお子さんを持つ家庭ではなおのことです。ちょっと目を離れた隙に何が起

るか分かりません。また、食べてもらえるか分からないものを作る根気も奪われていって、多くの方が確実に食べるもののみ作るようになると聞きました。

そこで、質問します。

学童保育やひまわり園への給食の提供は、どのような課題がクリアできれば可能となりますか。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ただいまご質問のありました学童保育所やひまわり園への給食提供に係る課題について、繰り返しになる部分もあるかと思いますが、お答えさせていただきます。

学童保育での給食提供は、夏休み等の長期休暇のみとなり、その中でもお盆期間は家で過ごすなど、毎日利用する児童ばかりではないため、食材の調達見込み、保護者からの費用の徴収等で難しい面があります。ひまわり園につきましては、現在、週に1回弁当持参の日を設けて親子で昼食を取っており、その他の日は昼食の前に療育は終了となります。ひまわり園では、療育の一環として、まずは集団で食事を取ることによって重点を置きまして、さらに、偏食の多い子供たちにとって、弁当は最後のご褒美的な要素であってほしいという考えから、このような形で進めております。

また、学童保育所及びひまわり園に給食を提供しようとした場合、給食センターからの配送ルートも変わってくるため、調理後の限られた時間の中で配送しなければならないという点についても検討が必要になると考えられます。

今後も両施設について、給食提供に係る需要の有無を把握していきたいと考えております。以上でございます。

○1番 多田陽子君

難しいながらも前向きなご答弁ありがとうございます。

私たちの体は食べた物でつくられます。学童保育の現場の先生は、お弁当を作ってくれたお父さん、お母さんの愛情を子供たちが感じ取ることができる、どんな簡単なものでもいいから作ってあげてほしいとおっしゃいます。そのとおりであると感じつつも、栄養バランスが気になる親御さんはたくさんいます。夏には食中毒対策にも一層の注意が必要です。子供の好きなもの、食べやすいもの、作りやすいもの、腐りにくいものなど、考えていくと、大体毎日同じようなお弁当になります。

ただ、先ほど申し上げたように、私たちの体は食べた物でつくられます。だからこそ、給食に求めるものは、栄養バランスは当然のこと、少し負担が増えても構わないからと、体によい食材、例えばオーガニックに配慮した給食が人気を集めているのも事実です。近隣では、名古屋市が2021年から、オーガニックのバナナを全国の政令指定都市で初めて市立小学校に提供をしました。飛島村では、子供たちの健やかな心身の育成を図るため、減農薬野菜、特別栽培農産物や無添加食材を積極的に使用した給食を提供、年7回の実施が予定されていま

す。

では、蟹江町では、オーガニック給食に取り組む考えはありますか。

○給食センター所長 浅井 修君

質問のありましたオーガニック給食への取組についてお答えをさせていただきます。

学校給食に有機米や有機野菜を使うオーガニック給食に対する関心が高まっており、近隣の自治体におきましても取り組まれていることは承知しております。蟹江町においては、今年度2月、初めて国産オーガニックブロッコリーを使用した献立の給食提供を計画しております。このブロッコリーについては、公益財団法人愛知県学校給食会が県内自治体の需要の高まりを受け、完全予約販売にて調達するものであり、有機JAS認定工場にて一口サイズにカットした冷凍素材品ではありますが、来年度以降も継続して使用していきたいと思っております。

オーガニック給食の使用には、価格面や数量の確保など課題もありますので、今後も近隣や県内の取組状況など情報収集に努めながら、可能な範囲で取り組めるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

ブロッコリーですね、ありがとうございます。カリウムなど栄養価の高いお野菜で、私も大好きです。毎日使うけれども大量には必要とされない調味料をオーガニックに置き換えるという手法もあるそうで、そちらは比較のお金がかからないと聞いておりますので、一度ご検討ください。

では、次に、現代っ子の特性から質問をします。

ここ数年、危険を感じる暑さだとか、かつてない暑さだと言われ、体感的にもそれを毎年更新しているように感じます。5月25日から8月末までの蟹江消防署からの熱中症での救急車の搬送数は28件、うち25歳以下は5件、つまり2割弱です。救急車で運ばれるほどではなかったとしても、若い年代で熱中症ぽくなったという話はよく聞きました。20代以下は体力が一番あり、健康そのものというイメージがあります。しかし、我が子の生活を見ていて思いますが、最近の子供は毎日寝不足だったり、ダイエットをしていたり、偏食が激しかったり、あんな細い体でもしかして私たちの想像以上に体の中はぼろぼろなのかもしれない、むしろ健康なわけがない、そのようにも見えます。実際に子供たちは栄養状態を調べる血液検査などはほとんど受ける機会がありませんし、データがそろっていないでしょう。

娘の友人のことですが、昨年、午前中の部活動中に熱中症で倒れ、救急車で搬送され、1泊の入院をすることとなりました。彼女は健康優良児そのものという印象の生徒で、その日の朝ごはんには何とステーキ丼を食べてきたと言っています。にもかかわらずです。学校は水分補給や休憩などきちんと対策を取っていたと言っていました、それでも入院するほど

の熱中症になりました。だから、元気そうに見えても、そもそも私たち大人が思っているほど子供たちは健康体ではないのかもしれないと、そのときに気づきました。

繰り返しますが、睡眠不足、ダイエット、基礎体力の不足、偏食、欠食等、そういった現代っ子の特性を踏まえて考えていかないと、幾ら対策を立てたとしても熱中症を防ぐことは難しいでしょう。また、現代っ子の特性の一つに、日差しに弱くなっていることをここで挙げます。熱中症や紫外線から来る皮膚がんなどの健康被害の防止以上に、外見重視主義、ルッキズムの中に美白を求めて日差しを遮断する子供は少なくありません。

私のがんの主治医の先生は、がん予防にビタミンDの摂取を強く推奨しています。体に必要なビタミンDが不足することで骨密度の低下などを引き起こし、例えば、骨がゆがむ病気、くる病になる乳幼児が近年増加しています。また、東京慈恵会医科大学による大規模な調査によると、日本人の98%がビタミンDが不足しているとの報告もあります。

では、学校給食の摂取基準には、ビタミンDは特に項目として挙げられていませんが、ビタミンDについてはどのような認識でしょうか。

○給食センター所長 浅井 修君

ビタミンDについてはどのような認識かということですが、答弁させていただきます。

学校給食は、学校給食摂取基準、文部科学省の基準でございますが、これに基づきまして、エネルギーのほか、たんぱく質、脂質、食物繊維、ビタミンA、B1、B2、C、ナトリウムとしての食塩相当量、カルシウム、マグネシウム及び鉄、亜鉛について、児童生徒の実態に応じて給食提供を実施しております。

お尋ねのビタミンDにつきましては、ご指摘のとおり基準に含まれておりませんが、保育給食については、さきの基準以外にカリウムの基準がございます。各年齢に応じた基準は、過不足に留意が必要な栄養素で、その基準を満たすことで設定のない栄養素、ビタミンDやその他水溶性、脂溶性のビタミン、微量栄養素のミネラルにおいても充足できるものと考えております。具体的には、ビタミンDを多く含むきのこ類が、令和6年、今月の9月の献立でございますが、18回給食提供をするうち8回、また、魚類についても今月で13回、さらに、お魚チャレンジデーという企画を毎月1回献立に取り入れるなど、その他基準に設けていない栄養素も、多様な食品を献立で使用することでバランスよく摂取できるような給食提供を実施しております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

保護者としても素直にありがたいなという気持ちです。ありがとうございます。

日光の紫外線の量は、場所や季節、時刻によっても異なりますが、東京では、晴れた日のお昼頃であれば、たった5分ほど日光を浴びれば必要なビタミンDを生成できると見られて

いるにもかかわらず、それすら追いついていない現代の状況の変化を私たちは受け止め、栄養バランスも実情を考えるとさらに見直さなければいけないかもしれません。

給食では、一日に必要な栄養素の3分の1を摂取できるわけですが、多くの子育て家庭の朝食が3分の1取れているかといえば、そうでないと断言できますし、もちろん夕食も合わせて一日トータルで3分の3になっていけばよいのですが、もしかしたらそのうちに給食で3分の2の栄養価を求められる、そんな時代が来るかもしれません。

さて、そのような中で、2年前の9月8日、給食のラーメンの麺が提供されなかったことがありました。その日、蟹江中の小中学生は、ふらふらになって帰ってきたと聞きます。私は、勝手に麺なしラーメン事件と呼んでいるんですけども、献立はラーメンのスープと副菜と牛乳のみになってしまいました。この件の経緯と今後に向けた対策がどのようになっているのかを教えてください。

○給食センター所長 浅井 修君

質問のありました経緯と今後の対策についてお答えをいたします。

経緯といたしましては、令和4年9月8日木曜日でございますが、業者から直接学校に配送した麺から異臭がしたため、全校でラーメンの麺の提供を中止したものでございます。原因といたしましては、業者の配送に使用している麺の保温箱、こちらの保管状態が悪く、前回使用した際の清掃、乾燥不足により生乾きの臭気が残っており、当日箱詰めした麺の蒸気により臭気が強くなったことで、麺の袋にも臭いが移ったものと後日結論づけたものでございます。

当日には、細菌検査や大腸菌検査についても、検査機関に持込み実施いたしましたが、麺自体からは細菌数に関して異常な数値は認められなかったことを後日確認しておりますが、中止の判断はその時点では最善であったものと考えております。

また、9月8日に提供できなかったラーメンの麺の代わりといたしまして、後日ではございますが、通常の献立にデザートを追加してゼリーを提供したところでございます。

なお、当時は議員の皆様にもお知らせさせていただきましたが、子供たちをはじめ、保護者にも大変ご迷惑、ご心配をおかけいたしました。

次に、今後の対策も含めて説明させていただきます。

給食の一部ではありますが、提供を中止した当日の給食における栄養面から考えますと、大幅に不足をしていることから、今後は少しでも当日に栄養価を補えるようにする必要がありますと認識しております。令和4年9月の事案を受けて、早速、その年の年度末、令和5年3月には、給食用の備蓄食材を各学校に配備したところでございます。5年間保存が可能な保存食で、アレルギーにも配慮したものとなっておりますが、少し口にする程度のような感じで、1回分のみの配備となっておりますので、今後は予算的な検討もさせていただきながら充実していきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

そうなんです。お金の問題ではなくて、その日、うちの子は4時に帰宅しました。おやつをもりもり食べました。しかし、学校から遠い子は、2キロ近くを汗を流しながら歩いて帰ったり、学童に通う子は、小さなおやつだけで夜の7時まで過ごしたり、また、中学生で部活動をして帰る子もいます。朝ごはんを食べていなかったり、家庭の事情で給食が命綱になっているそのような子供からすると、季節的にも本当に危険な話になっていたかもしれません。また、このときは主食がなかっただけで済みましたが、給食センターからの配送中にトラックが倒れて事故に遭うなど、倒れて丸ごと給食が欠けることもないとは限りません。そういった場合もやはり子供たちに空腹を我慢させるのか、先ほど答弁にあったように、ようかんなどでカロリーを足すだけでよいのか、昔の話にはなりますが、私がああ当時思ったのは、乾パンなどの学校の備蓄食を食べればよかったのではないかということです。

町が備蓄している備蓄食は、たまたま運よく今まで活躍の場がないとはいえ、長年使われることがなく、賞味期限前に町内会などに譲り渡されることが続いております。もちろん、常にストックしておきたいものなので、一度出してしまえば補充までにそれなりの日数が必要なのかもしれません。しかし、起こるかもしれない災害と目の前の子供たちの空腹、それらをてんびんにかけてもよいのではないかと考えるわけです。大げさかもしれませんが、私は、麺なしラーメン事件は子供にとっては非常事態、災害級だったとも思っています。

では、お伺いしますが、その当時、備蓄食を出すなどのそのような対処をすることはできたのでしょうか。備蓄品を出す判断は誰にあるのかを教えてください。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、給食の提供ができなかったときに、学校にある災害用の備蓄食材を提供すればよかったのではないかと、その備蓄品を出す判断は誰にあるのかということについて、安心安全課から回答させていただきます。

まず、各小中学校には、災害用の備蓄保管場所に災害用の備蓄食料といたしまして、乾パン600個、缶入りのミニクラッカーも600個、また、避難所用の備蓄飲料水といたしまして、500ミリリットルのペットボトル保存水を960本、それぞれ保管しております。また、それぞれの保存期間に応じてローリングを行いながら管理をしているところでございます。

これらのものは、前提といたしまして、避難所用、災害用の備蓄品でございますので、その使用につきましても、蟹江町の災害対策本部、本部長は蟹江町長にはなるんですけれども、その判断により使用を決定されるということになります。基本的には、災害時またはそれに付随するような状況以外での使用というのは、難しいものと考えております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

分かりました。

1つ意見をしますと、備蓄品はできたての給食や家庭でのご飯に比べるとやはり食べにくいのは仕方のないことで、だからこそ備蓄食材を食べる機会は防災教育のチャンスであったのになど、残念にも思います。しかし、備蓄食材を食べるだけではなく、例えば、PTAなどがおそうめんを備蓄しておいて、それを高学年が湯がいたり、防災メールなどで町内会、擁護会の地域の方々に応援を求めたり、つまり突発的な事態の協力体制を図る格好のチャンスでした。もちろん、先生方には負担となりますが、ただただ食べずに我慢して終わらせる以外の方法が当時もあったはずです。今後、ぜひ対応力をつけていただきたいと思いますが、何かできることはありますか。

○安心安全課長 森 実央君

児童や生徒の方に備蓄食材を食べる機会という点について、お答えさせていただきたいと思います。

備蓄保存食につきましては、中にはアレルギーの食材を含むものもございます。その点に配慮しながら、ローリングしている備蓄食料を用いまして、機会を捉えて防災教育などの中でその食材の試食ということを実施できればとは考えております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

どうもありがとうございます。ぜひ進めてください。

調べましたら、その日の学童のおやつは、ふだんよりもお腹にたまるものに急きょ変更されたようです。たった2、3時間しかない中で、教育課と子ども課の連携プレーが取られたことだと思います。そういった対応を今後ともよろしく願いいたします。

では、もう一つ、お伺いします。

9月は、ちょうど台風シーズンです。警報の発令で休校になることや、また、最近ではコロナ、インフルエンザも年中はやるようになってしましまして、学級閉鎖の心配は常に身近にあります。

では、休校などで使用されなかった給食の材料は、どのように扱われるのかを教えてください。

○給食センター所長 浅井 修君

質問のありました休校などの場合の食材の取扱いについてお答えをいたします。

台風などで町内全部の小中学校が休校になる場合など、計画的に給食を中止する場合は、献立の変更を行うなど、できるだけ食材を廃棄しないように調整しております。給食の食材は数日前には納入業者へ、当日または前日には、給食センターに納品されております。そのため、納入業者に対して食材の発注を取りやめることが可能な、休校日から数日後の食材の発注を取り消し、休校日の献立を翌日に移動させることで対応してございます。

また、インフルエンザなどの理由による学級閉鎖で、急きょ一部中止する場合は、納入業者に確認の上、クラス分だけ発注取消しが可能であれば、納品取消いたしますが、食材が届いてしまうような場合につきましては、中止するクラスの食材も含めて調理の上、ほかの学校や学級に配分して、少し多めに食べてもらうようにしております。食べ切れないような大量の場合につきましては、廃棄処分となりますが、生ごみ処理機で処分できるものは、堆肥化してリサイクルを行うところでございます。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

臨機応変の対応、毎回大変だと思いますが、今後ともよろしくお願いします。

堆肥に変えて活用するというのを最後おっしゃっていましたが、やはり食べられる食材を人間が食べないのはとても罪深いことだと思います。こども食堂やフードパントリー等の団体に寄附したり、どこかのスーパーマーケットで売っていただくような契約をしたり、ちゃんと人の口に届くように今後していただきますよう、ご検討ください。

では、話は大きく変わりました、またこども福祉課にお尋ねします。

私が心待ちにしていた10月が、もうあと半月ほどになりました。そうです、児童手当の改正が行われます。

では、モニターをご覧ください。

こちらの用紙が我が家にも届きました。

支給対象が中学生までであったものが高校生まで、3歳未満の第1子、第2子は、一人当たり月額1万5,000円、3歳以上から高校生までは月額1万円、そして、第3子以降は18歳まで月額3万円の支給となります。所得制限も撤廃されたために、全ての子供が受給対象となりました。例えば、扶養内の配偶者、子供3人の5人家族の場合でも、大体1,240万円ほどの年収で一切の児童手当が受け取れなかったことを考えると、大きな変化だと言えます。

さて、この第3子以降とは、養育している児童のうち、22歳までの子供からを数えて3番目以降を言い、昨年度の大学や短大、専門学校への進学率が84%であることを考えると、成人しても社会人としてではなく、学生として過ごすであろう時期までを子供扱いする点を大いに評価したいと考えます。

さて、我が家の第3子が幼稚園に入園した頃からずっと疑問に思っていることを、ここで質問させてください。

その当時は、幼稚園や保育園などは無償化がなされていない頃でしたが、今は保育料は無償化、バス代、給食費、行事費、施設費などは実費徴収されますが、米やパンの主食以外の副食費には、第3子以降には補助が出ます。年収360万円未満相当の世帯と多子世帯、子供の多い世帯です。

表にまとめてみました。しかし、これがとても狭き門でして、多子世帯の第3子とする考

え方が、幼稚園では小学校3年生以下を1、2、3とカウント、保育園では就学以下でカウントするわけです。同時に保育園に通っているという状態です。このパターンの場合、1年後には第3子が第2子扱いになるんですね。国の基準がそうなっているからなのですが、その根拠を調べ切ることができませんでした。では、蟹江町の見解を教えてください。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ご質問のありました多子世帯に係る副食費の補助のカウント方法について、お答えさせていただきます。

副食費の補助は、国の制度として基準が定められているものになりますが、保育園での副食費免除の対象児童は、小学校就学前の在園児のみのカウントとなります。なぜ幼稚園では小学校3年生までとなっているのかという点ですけれども、幼稚園は原則3歳からしか入園できないのに対して、保育園はゼロ歳から入ることができ、保育園では卒園を迎える5歳児まで、トータル6年間の中で多子世帯のカウントをすることになります。公平性を考慮し、幼稚園でも同様に6年間という期間を設けるため、スタートである3歳から6年後の9歳、小学校3年生までに設定されたと考えられます。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

通うところによって違うというのはよくないですし、6年間という平等性を持たせるのは、確かにそのとおりではありますが、保育所に同時に3人入所するなんて、双子や三つ子でない限りそうそうないと想像できると思います。実際に、幼稚園のほうの昨年度の申請も少なく、まだ11人いるものの、保育園のほうの申請はゼロです。誰も申請できない条件なのに、どこが子育て支援と言えるのでしょうか。

我が家でいうと、5番目が今幼稚園ですが、来年は、5人目なのに第1子の扱いとなります。一番上はまだ高校生、未成年です。町長の施政方針で、子ども・子育て支援のさらなる充実に取り組んでまいりますとありましたので、町長にお尋ねしてもよろしいでしょうか。

蟹江町には、多子世帯が多く見られます。子供を産み育てやすい町であると言えるでしょう。私も主人も実家から遠く離れていますが、蟹江町だからこそ、子供を多く持つことができました。そんな蟹江町だからこそ、児童手当と同じ基準で22歳までと、カウント方法を国に先駆けまして蟹江町独自で子育て支援策の一つにつくってもよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

それでは、多田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

若干通告とはかけ離れた質問ではあるというふうには認識をしておりますが、これは国の施策に沿って蟹江町としては今やらせていただいております。それぞれの細かい点については、改良すべき点はあるというふうに思っておりますが、今現在この状況で異次元の子育て

政策という、それに合うかどうかは別といたしまして、蟹江町で育ててよかったなという感覚が持てるような、ふわっとした感覚しか今持ってございませんが、しっかりとそこは改めてやってまいりたいなど、こんなことを思っております。

以上です。

○1番 多田陽子君

ふわっととおっしゃいましたが、私も子育て、子たくさん家庭が多いというのも肌感覚であります、こども福祉課が創設されてまだ半年、児童手当の件もありますし、いろいろとお忙しいことも分かっておりますので、具体的な数字を調べてもらうことができていません。ただ、第2子出生率や第3子出生率などというものもあるかと思っておりますので、調べていただいて、蟹江町民に実際必要な子育て支援がどのようなものであるかということ、改めて検討していただきたく思います。

この制度は、最初から双子などの多胎世帯への支援だと言えればいいんですけども、多子世帯への補助と言いながら、門が狭過ぎて当てはまる人がほとんどいないんですよ。そういった期待させておいて落とすというやり方が、やり方といいますか、国の子育て支援には多くて、結局、応援する気がないんじゃないかと失望につながるものが、少子化対策に取り組む上であまりよくないと感じます。だからこそ、蟹江町は違うよというところをぜひ見せていただきたいと、強く要望します。

では、次に進みます。

今回の児童手当の支給では、所得制限が撤廃されたために、全ての子育て家庭が月額1万円以上の支給を受けられることとなります。

いま一度、モニターをご覧ください。この赤く色づけた場所です。申出のあった方には、学校給食費や保育料などを児童手当等から徴収することができますとありますが、基本的に全ての家庭に適用すれば小中学校の負担軽減になると考えますが、いかがでしょうか。

○給食センター所長 浅井 修君

質問のありました給食費の徴収の件についてお答えをいたします。

児童手当につきましては、受給資格者が支払いを受ける前に町に対して給食費や保育料などの支払いに充てることを申し出たときは、児童手当から徴収できることを児童手当法では規定しております。他の自治体では、実際に行っている団体もあることは承知しておりますが、その団体の多くは、保護者から直接毎月口座振替等による給食費の徴収を行っており、引き落としできないなどの理由で滞納となった場合に、団体から支給する児童手当から給食費に充てることなど、限定的な取扱いをしているところが多いようでございます。

蟹江町の現在の給食費、保護者負担金の徴収方法でございますが、学校経由でお願いしてございます。各学校においては、学年費などの学校経費と給食費を合わせた一定額を毎月保護者から徴収した上で、給食費相当を翌月まとめて町側へ入金していただいております。

児童手当から給食費の徴収をとということでございます。現在の保護者、学校、町との徴収事務の流れを踏まえて考えますと、給食費の徴収は毎月であり、児童手当の支払い回数に違いがあることや、公務員の方につきましては、児童手当は勤務先である所属官庁から支給されるため、全ての方に同様の取扱いをすることは非常に難しいとの結論でございます。

なお、事務負担軽減のため、学校給食費の徴収、管理に係る公会計化の推進につきましては、十分理解しており、昨年には学校側との調整を行い、今年度から徴収事務の一部について事務改善を図り、負担軽減となったところでございます。引き続き、協議を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

既にいろいろと先生方の負担軽減に取り組んでいただいて、ありがとうございます。これは非常に難しい問題かなとも思いますので、他の市町村なども研究しながらやっていきたいと、私も取り組んでいきたいと思っております。

では、最後の質問の前に、無償化についても話をさせてください。

コロナで黙食が強いられた時期を越えて、昨年、以前のように机をグループの形で並べられるようになり、町長が学校給食を視察された際は、しゃべりながら、にこにこしながら給食を食べることはよいとおっしゃっていました。同時に、無償化についても言及されていましたが、私は、当時は無償化を進めるべきだとの考えを持っておりました。医療費などと違い予算を立てやすいことや、子供にとって大事な栄養補給の場であるとの考えの下です。実際、7人に1人が貧困状態にあると言われ、子供の食事や栄養状態がどのようなものであるかは、家庭の格差の影響を受けていると、実態調査によって分かっています。だからこそ、学校生活の中で子供の成長にとって必要不可欠、かつ平等に惜しみなく与えられる教育と同様に、学校給食もまた無償で与えられることに不条理はないと考えました。

しかしながら、無償化した先に子供の笑顔があるとは限らないということも分かってきました。財源を理由にどんどん質素な給食になっていかないとも限りません。オーガニック給食など夢のまた夢で、ただなんだからぜいたくを言うなと、デザートがなくなったり、肉や魚の量や回数が今以上に減るのではと考えるのは杞憂でしょうか。

先ほどの給食の写真で先生方の話をしたとき、でも300円なんだから、300円で食べられるんだからぜいたくを言うなよと、少しでも思ってしまうませんでしたか。それと同じです。高校の授業料の無償化についても、私立の学校が無償化で制限されることによって、独自の教育が維持できなくなると反対をしていました。これも似た話だと思います。

それらを考えると、給食無償化を主張してよいのか、私は悩み始めました。第3子のカウント方法については、国に先駆けてと言いましたが、この件に関しては、慎重にお願いしたいと思っております。完全無償よりも補助が大きいほうが幸福度が上がるかもしれない、最近、

いろいろと調査、勉強しております。蟹江町の給食はおいしいと、海部管内の様々な学校を回られる先生から聞いております。昨日の献立は、ご飯、牛乳、ヤンニョムチキン、大豆もやしのナムル、ワンタンスープ、子供からとてもおいしかったと聞いております。地産地消や季節の料理やお魚チャレンジデーなど、独自の給食を作ってこられております。ぜひそれを続けていただきたいと思います。

では、教育長にお尋ねします。

教育長は、今定例会で続投していただくことが決まったわけですが、給食について何か思うこと、思い描く理想の給食や給食の時間がどのようなものであってほしいかなど、お聞かせいただきたいです。

○教育長 服部英生君

それでは、ただいま理想の給食ということで、教育長の思うところということで、ご答弁させていただきます。

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養のバランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の推進、体力の向上を図るためにあると思います。そのような観点から、いろいろな立場を変えながら考えてみますと、まず、児童生徒にとっておいしいから食べたいと思う給食、保護者が様々な配慮がされているから我が子に食べさせたいと思う給食、教師が栄養について、生産者について、流通についてなど、様々な学びにつなげることができる給食、給食センター職員がぜひ食べてくださいと自信を持って提供する給食、そのような給食と考えております。

以上です。

○1番 多田陽子君

子供のおいしいから食べたいとか、親が食べさせたいとか、あと、先生方が学びにつながる、その3点とも全てとても大事なことだと思いながら聞きました。

昨年度、うずらの卵を食べて喉に詰まらせて、小学校1年生の児童が亡くなる痛ましい事件が起きました。全国ではうずらの卵をやめた市町村もありますが、蟹江町では変わらず提供を続けています。うずらの卵は愛知県の特産品でもあります。安易に危険を排除するだけではなく、付き合い方を教える蟹江町の教育は素晴らしいと思います。しっかりかむこと、慌てて飲み込まないこと、また、食べる時間が10分ほどしかなくて、そういった学校もある中で、蟹江では給食の時間を比較的ゆったりと時間を持つ、そのようなカリキュラムが組まれています。

このうずらの卵も、食べる時間が少ないから喉を詰まらせたんだという話も聞きました。ぜひ蟹江町には給食にまつわることで、改善すべき点は改善を検討し、また、素晴らしい点は今後さらに伸ばしていく、そのように取り組んでいただきたいと思います。私をまとめとしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で多田陽子さんの質問を終わります。

ここで、消防長、給食センター所長、安心安全課長の退席と介護支援課長、教育課長、こども家庭課長の入場を許可します。

上下水道部長、教育部次長、こども福祉課長は席を移動してください。  
暫時休憩します。

(午前9時50分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時52分)

○議長 水野智見君

質問8番 山岸美登利さんの1問目「子ども・若者支援について」を許可します。

山岸美登利さん、質問席へお着きください。

○2番 山岸美登利君

おはようございます。

2番 公明党 山岸美登利でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして2問質問をさせていただきます。

1問目、「子ども・若者支援について」質問をさせていただきます。

初めに、こども基本法の理念について伺います。

全ての子供の権利を保障するこども基本法が昨年4月に施行され、子ども政策の司令塔ともいべきこども家庭庁が発足いたしました。未来の宝である子供の最善の利益を第一に考え、こども政策を社会のど真ん中に据えた取組が推進されます。

それでは、このこども基本法ですが、どのような時代背景と経緯でこの法律がつけられたのか。また、こども基本法の理念とはどのようなものなのか、子どもの権利条約との関連も含めてお聞かせください。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ただいまご質問のありましたこども基本法制定の経緯、理念等についてお答えさせていただきます。

国や地方自治体は、これまでも子供に関する各種施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかからず、児童虐待や不登校の件数が過去最多になるなど、子供を取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけました。常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組や政策を国の中心に据えることが重要であるとの考えから、こども基本法が令和5年4月1日から施行されました。

こども基本法の基本理念につきましては、国連総会において批准されている子どもの権利

条約の4原則を踏まえて規定されています。4原則とは、1 差別の禁止、2 生命、生存及び発達に対する権利、3 児童の意見の尊重、4 児童の最善の利益となっています。あわせて養育環境の確保や子育てに喜びを実感できる社会環境の整備についても定められています。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。

子供の視点で、子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子供を誰1人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しをしていくという取組、という認識をしたところでございます。

次に、子ども・子育て支援事業計画策定について伺います。

これまで日本におきましては、子どもの権利を守るための法律が未整備のままでしたが、今回、新たな法律により、ようやく子供の自殺や虐待、いじめ、貧困、不登校など子供を取り巻く様々な課題解決に向けて実効性のある取組が進められることになりました。

大切なことは、当事者である子供や若者が意見を表明し、政策に反映できる仕組み、環境整備が必要と考えます。こども基本法は、社会参画の機会の確保や子供の意見の尊重を基本理念としております。

そこで今年度策定している「蟹江町第3期子ども・子育て支援事業計画」ですが、その進捗状況をお聞かせください。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ご質問のありました「第3期子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況についてお答えさせていただきます。

子育てに関する生活実態や意見、要望を把握するため、ゼロ歳から6歳未満児の保護者1,000人、それから小学生の保護者1,000人を抽出し、6月から7月にかけてアンケート調査を実施しました。

また、こども基本法の趣旨を踏まえ、子供たち本人の意見を聞くため、教育委員会の協力の下、タブレットを活用して小学3年生から中学3年生までの生徒全員にアンケートを行っており、現在その集計、分析及び骨子案の作成を行っているところでございます。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ただいま子育て当事者の保護者とタブレットを活用した児童生徒へのアンケート調査を行って骨子案の作成を進めていただいているとのご答弁をいただきました。計画策定につきましては、前議会でこども基本法にあります子供や若者、子育て当事者等の意見をしっかり反映したこども支援施策となりますよう申入れたところでございました。当事者目線に立った取組に努めていただき、ありがとうございます。

それでは、前回策定した「蟹江町第2期子ども・子育て支援事業計画」からの変更点は何かございますでしょうか。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ご質問のありました「第2期子ども・子育て支援事業計画」からの変更点についてお答えさせていただきます。

今回は、こども基本法が制定されたことに伴い、こどもに関する総合的な計画として位置づける市町村こども計画と子ども・子育て支援事業計画を一体的に策定しております。子ども・子育て支援事業計画に記載する事項としましては、子ども・子育て支援法に規定されている内容が基本となるため、大きな変更点はありませんが、令和8年度に就労等を要件とせず、ゼロ歳から2歳の誰もが利用できるこども誰でも通園制度が全国において開始されるため、その量の見込みについても記載していくこととなっております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

変更点といたしまして、現在のこども計画と子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定していただいている中に、2026年にこども誰でも通園制度が全国展開される、そのための記載を見込んでいるとのご答弁をいただきました。

では、ただいまご答弁ありましたこども誰でも通園制度について伺います。

このこども誰でも通園制度は、親の就労の有無を問わず、保育上一定時間の利用が可能となり、全国展開に向けた試行事業が札幌市や北九州市など、既に各地で相次いで始まっております。

そこで、このこども誰でも通園制度について、蟹江町ではどこの施設において実施していくご予定でしょうか。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ご質問のありました蟹江町におけるこども誰でも通園制度の実施予定施設についてお答えいたします。

現在のところ、公立では町立6か所ある保育所のうち、蟹江保育所で実施し、その他、私立の蟹江幼稚園とはばたき幼稚園から実施の意向をいただいております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

私立では蟹江幼稚園、はばたき幼稚園の実施の意向をいただいていると。公立では蟹江保育所で実施する予定とのことですが、施設内にスペースは確保できるのでしょうか。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ご質問のありました蟹江保育所内におけるスペースの確保についてお答えいたします。

こども誰でも通園制度は、通常の保育を行っている保育室とは別の部屋を用意して実施す

る予定であり、そのために、現在蟹江町に3か所ある子育て支援センターのうち、1番利用者数の少ない蟹江保育所内の蟹江子育て支援センターを令和7年度末をもって廃止し、そのスペースでこども誰でも通園制度を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

3か所ある子育て支援センターのうち、利用者数の少ない蟹江保育所内の子育て支援センターを令和7年度末で廃止して、そのスペースで通園制度を行っていく予定をしているとのことご答弁でした。

では、こども誰でも通園制度は、月10時間利用は保護者の立場や保育の視点から考えますと、短時間という課題はありますが、全ての子供に保育所とつながる機会が保障されるということが大事になってきます。

また、障害の有無にかかわらず、全ての保育所等に通っていない子供と、その家庭への支援の強化を目的としています。そのため、障害のある子供も障害のない子供も利用できる提供体制を整備していく必要があります。この点について見解をお聞かせください。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ご質問のありました障害の有無に関わらないこども誰でも通園制度の利用についてお答えいたします。

こども誰でも通園制度は制度上、障害のあることによって、その利用を妨げるものではないため、その名のとおり、誰でも利用できる体制を整えていく必要があると考えております。しかしながら、受け入れる子の障害の程度によっては保育士の加配が必要となるような場合も想定されるため、限られた人員の中で事業を実施していくために、例えば、日によって利用者数を制限するようなこともあるかもしれません。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。

孤立している家庭、また病気や障害などで保育所などつながりにくい子供も利用できる仕組みにしていくことが大切になってきます。

障害のある子供も、子供一人一人の特性に合わせた支援、インクルージョンの観点で、全ての子供を受け入れ、安心して利用できる体制を整備していただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

次に、当町の少子化対策に伴う保育施設の環境整備について伺います。

蟹江町でも少子化は進んでいます。正規雇用で働く女性が増加し、育児休業取得後に職場復帰するため、子供が小さいうちから保育所を利用したいという方が多くなっているのではないかと思います。

そこで、乳児の保育需要に応えるため、何か対策はお考えでしょうか。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ご質問のありました乳児の保育需要に応えるための対策についてお答えいたします。

蟹江町でも数年前に比べ、乳児の保育所への入所希望者の割合が高まっております。乳児の受入れについては、幼児に比べて職員の配置基準の面からしても難しいのが現状です。

そこで、保育所における乳児の受皿拡大のため、令和9年度を目標に蟹江保育所を乳児専門の保育所とする検討を行っております。これにより、ゼロ歳児から2歳児で20人から30人の受入れ拡大を見込んでおります。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。

乳児の保育需要に応えるための対策をお聞かせいただきました。

次に、保育施設の老朽化対策について伺います。町の公共施設全体に言えることかもしれませんが、保育所等の施設の老朽化が進んでいます。安全面も考え、計画的に改修等を行っていく必要があると思います。

そこで今後、大規模改修の予定はございますでしょうか、お聞かせください。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ご質問のありました施設の大規模改修の予定についてお答えいたします。

保育所につきましては、中には昭和50年頃の建物もあり、老朽化が進んでいるため、不具合箇所について、毎年予算化の上、修繕工事等を行っております。保育所には夏休み等のまとまった休みもなく、子供たちを受け入れながらの大規模修繕工事となると非常に難しい面もあるため、今後、計画的に大規模な改修についても進めていきたいと思っております。

なお、現在老人福祉センター新蟹江内にある親子通園施設のひまわり園につきましては、特に老朽化が著しいため、蟹江保育所の乳児専門化のタイミングに合わせて、蟹江保育所内への移設を考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

古くなっている施設の不具合箇所など、修繕改修を毎年行ったださっていることに安心をいたしました。保育園の園舎は、子供たちが毎日過ごす場所ですので、保育所等施設の安全対策は大変重要であります。様々な課題もありますが、修繕工事、改修等必要な対策は進めていただき、子供たちが快適に過ごせる環境の整備をよろしくお願いをいたします。

新たな子ども・子育て支援事業計画策定の進捗といたしまして、こども誰でも通園制度の本格運用に向けての流れをお聞きしました。子育て世帯の方々には、恵まれた環境にいる人ばかりではありません。子育てには突発的にいろいろなことが起きます。また、状況はその

時々で変化をいたします。町の基本理念とする「子どもを大切に、みんなで育てる町 蟹江」のとおり、町全体で子育てに関心を持ち、若い世代の方々が安心して子供を産み、子育てができる制度の充実に期待をしております。

次に、子供、若者の声を聞き、意見を施策に反映できる取組として、こども若者議会について伺います。

こどもまんなか社会を目指して成立したこども基本法では、これまで支援の対象とされていた子供、若者を権利の主体と位置づけ、意思表示の機会確保などを明記し、さらに国や自治体に子供、若者の意見を施策に反映できる措置が求められています。先進的な取組の参考といたしまして、新城市では条例に基づき、2015年に若者議会を設置し、16歳から29歳までの青年が若者の力を生かすまちづくり政策を1年かけて分科会や全体議会で議論を重ね、そして政策提言につなげ、その政策が提案権1,000万円予算化され、実際に事業が実施されております。今も継続されております。

このように、子供や若者の視点や意見を取り入れることはとても大切なことであり、特に若者の意見を取り入れる仕組みづくりも必要と考えます。

そこで、当町の子ども議会、また若者議会等の設置についてお考えをお聞かせください。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありましたこども若者議会の設置についてお答えさせていただきます。

町では、子ども議会が平成11年度から平成28年まで、8月の夏休み期間に議場をお借りし、子ども議会を実施しておりました。子ども議会は参加できる生徒の人数がごく少数であることや、夏休み期間中の日程調整が困難であることを理由に、平成28年度からは、形を変えて行っております。

現在は、町長が各中学校に出向き、生徒たちが町政に参加できる第一歩となるようなまちづくりミーティングを実施しており、対象学年となる2年生の全ての生徒が一堂に参加し、その場で感じる行政、学校内及び地域に関することについて、幅広い意見や要望などを生徒たちの視点から考える様々な意見をいただく場としております。町政への関心を深めることで、政治参加への意識を育む場として取り組んでおります。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

現在、継続して開催していただいているまちづくりミーティングや派遣事業への参加により、行政の取組などが身近に感じられるよい機会だと思います。

議会についても、定例議会の傍聴や一般質問の録画配信を見ていただくなどしながら、様々な問題を身近に感じてもらえる機会を設け、次世代を担う大切な子供たちが町議会や選挙の仕組みについて学習するとともに、理解を深め、町政にさらに関心を持ってもらえるような取組をいま一度ご検討いただければと思います。

続きまして、ヤングケアラー対策についてお聞きしてまいります。

ヤングケアラーへの支援は、法律的による明確な根拠規定がなく、地域による支援のばらつきが課題となっている中、こども家庭庁は昨年末、日常的に家族の世話や介護を担う子供、ヤングケアラーへの支援を法制化する方針を決め、本年6月、子ども・若者育成支援推進法の改正案が成立をいたしました。

この改正法では、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子供、若者と定義し、初めて法律で国や自治体による支援に努めるべき対象に加え、年齢を明記しないことで、18歳以上にも切れ目のない支援が継続できるよう対応を強化することが記されました。国の実態調査では、世話をする家族がいると答えた子供の割合は、高校2年生が約24人に1人、4.1%、中学2年生では約17人に1人、5.7%、小学6年生で約15人に1人、6.5%、このうち約7%が平日に1日当たり7時間以上を世話に費やしていることが分かりました。

地域における支援体制の充実が課題であります。ヤングケアラーに対する今後の取組として、学校や教育委員会、こども家庭課などに加え、介護、障害など、組織横断的な連携、町独自のヘルパー派遣などが何らかの支援策につながるものと考えております。

そこで、まずヤングケアラーの社会的認知度向上について伺います。

国では、2022年から今年度、2024年までの3年間を集中取組期間と定め、実態調査など自治体の取組を後押ししており、主な支援策の1つに、社会的認知度の向上として、イベント開催等を通して中高生の認知度5割を目指す方針が打ち出されております。財源を含め、ヤングケアラー支援策を充実させるためには、今まで以上に社会的認知度の向上が必要となり、特に当事者である中高生の認知度の向上が求められております。

そこで、中高生に対するヤングケアラーの社会的認知度向上による効果と、現在の認知度向上を目指した取組状況と今後の支援策について伺います。

○こども家庭課長 古賀慎一郎君

ご質問のありました中高生に対するヤングケアラーの社会的認知度向上による効果、また、現在の認知度向上の取組状況、今後の支援策についてお答えさせていただきます。

ヤングケアラーは年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題がありますが、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。したがって、中高生の中でヤングケアラーの社会的認知度が向上することで、本人に自覚が芽生え、表面化しやすくなり、その結果、必要な支援に結びつける効果があると考えます。

現在、認知度向上に向けた統一的な取組は実施していませんが、本人が現状の行動を否定されている、あるいは本人やご家族が希望していない支援を強く推し進められていると感じ

ることのないよう、可能な取組を慎重に精査してまいります。

また、現在困難な状況を抱えているご家庭を既に支援している他部署や他組織等の関係機関とも密接に連携を取りながら今後の支援策に結びつけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ヤングケアラーの取組や支援については、センシティブといたしますか、様々な課題がありますが、全ての関係機関、また担当部局など、ご答弁いただきましたように連携を強化していただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

次に、ヤングケアラー支援の推進について伺います。

先ほど中高生に対するヤングケアラーの社会的認知度向上による効果、取組状況、また今後の支援策についてご答弁いただきました。

それでは、支援の推進についてでございますが、関係機関からの報告などにより、ヤングケアラーと疑われる児童がいた場合には、適切にかつまた必要な支援を行っているとお聞きしておりますが、今まで関係機関からの報告により、ヤングケアラーと疑われるケースはどの程度あったのか、お伺いいたします。

○こども家庭課長 古賀慎一郎君

ご質問のありました今まで関係機関からの報告により、ヤングケアラーと疑われるケースがどの程度あったのかについてお答えさせていただきます。

詳細なデータは把握しておりませんが、子供関係で連携する庁内他部署や他機関から既に関わっているケースの中で、この家庭の状況はヤングケアラーと疑われるケースではないかといった連絡や情報をいただいたことは、数件ございます。報告いただいた関係機関とは、必要な支援やアプローチの仕方など、可能な限り情報を密にし、慎重に対応してまいります。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

今後、もし報告等のあった場合は、当事者に寄り添った、おっしゃるとおり慎重に対応していただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

国では、自治体における実態調査を財源も含め後押ししており、既に250以上の自治体で実態調査が行われております。ヤングケアラー対策は早期発見、把握が重要であり、実態調査はヤングケアラー支援の中でも最初に取り組むことが求められる支援策です。

そこで、本町のヤングケアラーの実態調査についての見解を伺います。

○こども家庭課長 古賀慎一郎君

ご質問のありましたヤングケアラー対策の早期発見、把握のための実態調査についてお答えさせていただきます。

今年度、「第3期蟹江町子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、町立の小中学校

に通う小学校3年生から中学校3年生を対象にしました「蟹江町こどもの生活に関する調査」を実施しています。その中で、中学生向けに、あなたの家庭でのお世話の状況についてお聞きしますといった設問を設け、家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。あなたがお世話をしている、していた方は誰ですか。お世話をしている、していたことが原因で、自分がやりたいけれども、できていないこと、できなかったことはありますかといった問いに、多肢選択式の回答を設定し、実態把握に努めています。

以上でございます。

#### ○2番 山岸美登利君

支援事業計画策定の中の項目から、子供と保護者に関する調査をしていただいたとのことであります。この調査により、実態を把握していくことで、ケアラーに限らず、早期に子供の負担に気づき、適切な支援につなげるとともに、どのような施策を重点的に取り組むべきかが明確になります。ヤングケアラーの数だけではなく、具体的にどのような支援が必要か、理解するための取組もよろしく願いをいたします。

ヤングケアラー支援は、親世代から子供世代まで多岐にわたり、福祉、介護、医療、教育など関係機関の横断的な支援体制の構築が求められております。ヤングケアラーを理解し支援するため、一般社団法人日本ケアラー連盟ではオンライン講座が開かれており、その他の団体でも様々な研修プログラムがございます。ヤングケアラーへのさらなる理解や対応方法、相談支援体制の強化を図るため、特に要保護児童対策地域協議会の代表者の方々やあらゆる関係者など、ヤングケアラーの実態と支援についての研修は大変重要な取組であります。

そこで、他分野の関係機関等を対象とした早期発見や理解促進、連携強化に向けた研修が必要であると考えますが、見解を伺います。

#### ○こども家庭課長 古賀慎一郎君

ご質問のありました他分野の関係機関等を対象した早期発見や理解促進、連携強化に向けた研修の必要性についてお答えさせていただきます。

ヤングケアラーの支援を進めていくためには、周囲の大人たちが理解を深め、家庭において子供が担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげること。子供や若者の複雑な心情等にも十分に配慮すること。そして、当事者に寄り添った姿勢の下で支援につなげることが重要と考えます。

そのためには、各機関、部署や担当者が、それぞれの所管する業務範囲から少し視野を広げ、それぞれの立場の中でできることは何かを考えてみることを大切であり、既にある支援の組合せが求められるからこそ、複数の関連機関による連携が重要となってきます。

したがって、ヤングケアラーの家庭に関わる関係機関がそのことを理解する各種研修や講座の果たす役割は非常に大きいと考えます。まずは、ご提案いただきました機関をはじめとする各団体や、国及び県などが実施する研修の受講の積極的な勧奨を関係機関へ進めてまい

りたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ただいまお答えいただきましたように、いかに早く子供の負担に気づき、相談窓口につなげていくかが重要になってまいりますので、様々な研修に積極的に参加していただきますよう、周知、啓発、推進のほうよろしくお願いをいたします。

国や県の実態調査結果から見ますと、本庁内でも潜在的に一定数のヤングケアラーがいるのではないかと考えております。学校関係機関などがヤングケアラーと思われる児童生徒に気づく、つなぐ、見守る行為は、学校での様子から大きな役割を果たします。例えば、ヤングケアラーと疑われるケースを把握した場合、ヤングケアラー経験者による悩み相談ピアサポートやスマートフォンやパソコンを利用して当事者同士が気軽に参加できるオンラインサロンは、ケアラーにとって安心して話をしたり交流することが可能であり、相談しやすい体制づくりとして、大変有効と考えます。

これらのほかに、兵庫県では日常的に家族の介護や毎日の買物、食事の用意など家事を担うヤングケアラーがいる家庭にお弁当を届ける配食支援が行われております。原則として、主として週1回、利用開始から3か月間、ヤングケアラーのうち、配食支援が必要と認められた家庭に対し行われております。ヤングケアラーがいる家庭に配食サービスを通した見守り活動を行うことで、子供たちの負担を減らすための必要な支援につなげているという事例をご紹介させていただきました。

次に、ヤングケアラーについて正しく理解するための取組、早期発見、把握、広報啓発について伺います。

先ほどヤングケアラーの社会的認知度の向上についてお尋ねいたしましたが、まだまだ社会的な認知度は高いとは言えず、特に本人や家族がヤングケアラーとの自覚がない場合は、問題が顕在化しづらい傾向にあります。

そこで、本人や家族らに早期に自覚を促すための効果的な取組として何かお考えはありますでしょうか。

○こども家庭課長 古賀慎一郎君

ご質問のありました当事者本人やご家族に早期に自覚を促すための効果的な取組についてお答えさせていただきます。

まずは、町広報、ホームページといった既存のツールを活用し、発信することで、ヤングケアラーを正しく理解し、認知していただくことから検討したいと思います。その際、家族のケアやお手伝い自体が悪いことといった誤ったメッセージが子供やご家族に伝わらないように留意いたします。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ただいまご答弁いただきましたように、様々なあらゆる媒体を活用するなどして、本人やその家族に早期の自覚を促すためには、当事者はもとより周囲の人たちにも、ヤングケアラーについて正しく理解していただくことが重要です。

例えば、先ほどの日本ケアラー連盟で作成しているイラストや資料等を活用した小中学校での出前授業の開催などは、ヤングケアラーへの正しい理解と早期把握につながり、子供世代のみならず、全世代の認知度向上と支援を行き渡らせることが可能になるのではないかと考えております。さらに、学校施設や保健センター及び駅の構内、スーパー等にヤングケアラーのポスター掲示やチラシの配布などを行うことは、有効な取組になるのではないのでしょうか。

こうした広報啓発の継続的な取組による社会的な認知度を向上させる目的は、ヤングケアラーを家庭内だけの問題ではなく、社会全体で見守り、支援していく体制を構築することにあると考えます。

そこで伺います。ヤングケアラーの社会的認知度向上のためのポスター掲示やチラシの作成、配布についてのお考えと併せて、ヤングケアラー支援の講師を学校にお呼びして出張事業や住民向けの出前講座を開催していただくなど、支援方法等を学ぶ機会をつくっていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○こども家庭課長 古賀慎一郎君

ご質問のありました社会的認知度向上のためのポスター掲示やチラシの作成、配布及び学校や住民向けの出張講座等について、お答えさせていただきます。

ヤングケアラー本人やそのご家族を支援する一方で、学校や地域住民の方へヤングケアラーに関する概念や考え方を周知啓発することは重要であり、また、誰しもがヤングケアラーの当事者や関係者になる可能性があることを認識することがヤングケアラーの早期発見や把握につながると考えます。

適切なポスターやリーフレット等、精査の上、ヤングケアラーの社会的認知向上に適切な施設へ管理者と相談の下、掲示や配布等実施できればと考えております。

また、学校や住民の方向けの出張講座等につきましては、講師の方及び教育委員会や関係機関等との調整が必要となってまいりますので、その上で実施可否を検討したいと考えます。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。

可能な限り積極的な取組をお願いしたいと思います。

最後に、ヤングケアラーの把握や支援に当たって難しいことは、家庭内の様子が分かりにくい。家庭内に介入しづらい。児童本人が話したがらないなどが挙げられています。また、

ヤングケアラー支援は、全国的に端緒に就いたばかりでございます。国では、今年度までを集中取組期間と定め、財源の支援も行われております。

今後、ヤングケアラー対策として、広報啓発、理解促進とともに、実態把握に努めていただき、当事者に必要なサポートが速やかに届くよう福祉、介護、医療、教育など関係機関の横断的な体制構築への取組をお願いをいたしまして、1問目の質問を終わります。

○議長 水野智見君

以上で、山岸美登利さんの1問目の質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。再開は10時40分をお願いします。

(午前10時30分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 水野智見君

引き続き、山岸美登利さんの2問目「認知症施策の充実について」を許可します。

○2番 山岸美登利君

2番 公明党 山岸美登利でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、2問目「認知症施策の充実について」質問をいたします。

9月、今月は認知症月間であります。また、9月21日は世界アルツハイマー月間となっております。この日は、認知症の人と家族の会がポスターやリーフレットを作成し、認知症への理解を呼びかけるなどの活動をされております。

それでは初めに、共生社会の実現を推進するための認知症基本法について伺います。

2025年には65歳以上の5人に1人、約700万人が認知症になると推計されており、加齢が最大の要因とも言われています。また、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものであり、認知症になっても個人の尊厳が尊重され、安心して暮らし続けられる社会の構築が重要になります。

公明党は、一昨年1月から2月にかけて、地域の声を政策実現につなげていくための取組として、全国各地の全議員が高齢者支援、子育て支援、中小企業支援の3つをテーマとしたアンケート運動を展開しました。このうち、高齢者支援では困っていることや心配に思っていることという問いに対して、自分や家族が認知症になったとき、という回答が64%と最も多く、50代の半数が家族の介護、ケアに不安を感じている実情が明らかとなりました。本町内でもご協力をいただきました。住み慣れた地域で安心して暮らすには、地域の方の理解と支えが必要との切実なお声も伺いました。

認知症の本人とそこがご家族が希望を持って暮らしていけるための施策の充実が喫緊の課題

であると考え、以下順にお伺いをいたします。

本年1月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。全37条から成る基本法は、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう施策の総合的、かつ計画的な推進を目的に掲げられており、基本理念として7項目、また、基本的施策として8項目が記されております。

そのうち、基本施策の8番目に予防について盛り込まれています。発症する前の1次予防、そして早期発見治療のための2次予防、認知症の進行を防ぐ3次予防がありますが、特に発症前の段階であります軽度認知障害、MCIの対応が最も大事だと考えております。

そこで、発症前の段階で気軽に相談ができ、よりスムーズに受診ができるよう、本町の現状と今後の体制づくりについてお伺いいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまご質問がありました認知症に関する相談体制についてお答えします。

日常生活の中で何かおかしい、今までと感じが違うと思うことが増えましたら、まずは高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターへご相談いただければと思っております。

地域包括支援センターは、当町内に東西2か所あり、それぞれに認知症地域支援推進員を配置しております。認知症の方やそのご家族の方のお話を伺い、状況に応じてサポート医、専門職等で構成される認知症初期集中支援チームと連携し、必要な支援を行います。

今後といたしましては、相談窓口であります地域包括支援センターの認知度向上に努めるほか、毎年度実施しております75歳健康調査において、認知症に関する項目を充実させることを検討していく等、認知症の早期発見、早期対応に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

では、相談件数、主な相談内容と課題があればお伺いいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ご質問がございました相談件数と課題についてお答えいたします。

令和5年度に総合相談窓口である地域包括支援センターに寄せられた認知症に関する相談件数は、延べ1,434件でございました。相談内容といたしましては、ご家族から最近様子がおかしいであるとか、認知症が原因と思われる症状により、困りごとがあるといったものが主なものになります。

今後の課題といたしましては、2つ挙げられると考えております。1つ目は、初期段階での早期発見、早期対応につなげるためには、認知症に対する正しい理解が必要でありますので、そのための啓発活動をさらに行っていく必要があると考えております。2つ目といたしまして、第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定した際のアンケート調査におきまして、認知症についての相談先として、医師、看護師との回答された方が最も

多かったことから、地域のかかりつけ医とのより一層の連携や情報共有が必要であると考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ただいま認知症の現状と今後の体制づくり、また、相談件数、相談内容と課題をお答えいただきました。

今年5月、認知症の高齢者数の将来推計が公表された中に、認知症予備軍である軽度認知障害（MC I）の高齢者数が初めて示され、明年25年には564万人、40年には612万人、60年には632万人となっています。認知症障害を含め、認知症に関する正しい知識と理解を深めるための周知啓発を行うとともに、医療介護機関のネットワークの強化に取り組み、特に軽度認知障害と疑われる方などは、適度な運動や生活習慣病の治療などによって健康な状態に回復できる可能性がありますので、認知症に進行させない取組として、不安を抱える方々が気軽に相談できるよう、また適切な受診へとつながる環境整備、また啓発活動をよろしくお願いをいたします。

基本理念では、全ての認知症の人が基本的な人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活と社会生活を営むことができるようにするとしたほか、当事者の意思表示や社会参画の機会の確保、家族らへの支援等が明記、記されております。

また、認知症基本法には、国民が共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるようにすることと明記されております。

そこで、本町の認知症に関する正しい知識と認知症の方に関する正しい理解を深めるための取組について伺います。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまの質問にお答えします。

本町では、地域の公民館や事業所、サロン、小学校等で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識を習得し、理解を深めていただいております。

また、認知症の主な症状や認知症の方への接し方、早期発見、早期対応の重要性、認知症の方や、そのご家族が受けられるサービスや相談窓口等をまとめた「認知症あんしんガイドブック」を作成し、認知症に関する啓発活動を行っております。この「認知症あんしんガイドブック」は役場や町内の施設、病院に置いているほか、町のホームページにも掲載しておりますので、ぜひご覧いただければと思っております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ただいまご答弁いただきましたように、認知症の方との共生社会を実現していくためには、

「認知症あんしんガイドブック」の活用や、こちらに提示してございます認知症を正しく理解し、認知症の方やそのご家族の支えになるための子供から大人まで、幅広い年齢層の認知症サポーターの存在は大きいと言えます。

しかし、実際に活動できていない人も少なくありません。サポーターが活躍できる場を積極的に増やし、支援活動を活発化するため、サポーターとの活動の場をマッチングする体制を構築することも重要ではないかと思えます。

そこで、現在の認知症サポーター数、登録者数について、また、その効果と今後の課題について伺います。

○介護支援課長 松井智恵子君

ご質問がありました認知症サポーターの登録者数、またその効果等についてお答えをいたします。

認知症サポーターの登録者数は、令和5年度末時点で延べ2,658人となっております。認知症サポーターの方は、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の方やその家族を応援し、地域で見守っていただくこと、また、町で困っている方を見かけられたら、声かけや手助けしていただくことが大切な活動であると考えております。

また、本町においても、地域包括支援センターの職員や認知症サポーターの方を中心としたチームオレンジ「かに組」、通称ちーかのにの取組を実施しておりまして、サロンや畑活動、保育所の子供たちとの交流等、認知症の方もそうでない方も一緒に活動できる場をつくっております。

今後も認知症サポーター養成講座を広く実施することにより、認知症サポーターを増やし、認知症の方とご家族が安心して地域で生活できるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。

今、ご答弁にもありましたチームオレンジ活動、サロンや畑作業、など、認知症サポーターがチームを組んで、認知症の方や家族を支援する取組となっております。私も認知症サポーター養成講座を受講しサポーターとなっておりますけれども、認知症サポーター養成講座を受講すれば、誰でも認知症サポーターになることができます。認知症の方もメンバーに加わることができるのも特徴です。支えられるだけでなく、支える側になることで社会参加の機会が得られます。地域で支え合う取組が浸透することが大切であり、本町においても、認知症の方を皆で支えていける社会になることを願っております。

また、同時にさらに、ご答弁いただきましたけれども、認知症サポーターを増やしていただく取組、また、サポーターが活躍できる環境の整備もお願いしたいと思います。

同基本法案では、認知症の人が暮らしやすい社会を目指す共生と認知症の予防が2本の柱となっています。共生社会を実現していくためには、認知症である当事者の意思が最優先されるべきであります。そのために、広く本人やそのご家族の意見を酌み取る場を設けることが重要であると考えます。

そこで、現在行われている施策も充実しながら、認知症基本法の基本理念である全ての認知症の人が自らの意思によって日常生活と社会生活を営むことができるよう認知症の方とそのご家族の意見を聞きながら、認知症施策推進計画の策定が努力義務となりましたが、このことについてのお考えをお聞かせください。

○介護支援課長 松井智恵子君

ご質問がありました認知症施策推進計画についてお答えします。

本町におきましては、現時点では認知症施策推進計画を策定する予定はございませんが、今年3月に策定いたしました第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画におきまして、5つある基本目標の1つに認知症施策の推進を掲げております。この計画策定時には、介護認定を受けている方へのアンケート調査を行い、ご意見を取り入れさせていただきました。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。

第9期介護保険基本計画、第10次の高齢者計画に盛り込んでいただけるということであります。町の実情に合った当事者に寄り添った施策の策定、推進計画となりますようお願いをいたします。

また、認知症基本法には、学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進が掲げられております。

そこで、本町においても、学校教育現場での認知症の方に関する正しい理解を深めるための教育は、ますます進む高齢化社会を鑑みますと、大変重要であり、必要と考えますが、現状と今後のさらなる取組について伺います。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきました学校教育現場での取組についてお答えをさせていただきます。

現在、町内の各小学校におきまして、認知症サポーター養成講座を1年に2校または1校実施し、3年で全ての小学校で実施できるよう計画をしております。本年度は舟入小学校、須西小学校にて実施する予定でございます。今後は中学校でも実施できるよう、教育委員会と調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

大変重要な取組ですので、継続して行っていただきますとともに、可能な限り全ての小中学校での実施ができるようよろしくお願いいたします。

認知症基本法には、認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供すると書かれております。日本認知症本人ワーキンググループ代表理事の藤田和子さんは、認知症基本法は、認知症の人と共生するための法律ではありません。当事者に何かをしてあげるためだけでなく、国民の誰が認知症になっても、地域で安心して暮らせる共生社会をつくるのが目的でありますと語られています。

そこで、認知症基本法の目的が多くの方の皆様に伝わることが大切であると考えますが、今後どのような啓発活動を行っていくのか、伺います。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきました今後の啓発活動についてお答えいたします。

現在、9月の世界アルツハイマー月間に合わせ、町図書館におきまして、認知症に関する図書を集め展示をしております。多くの方に認知症について考えていただけるきっかけになればと考えております。

今後も認知症の方を含め、全ての住民が互いに尊重し、共に地域で支え合って生活できるような地域づくりを進めていくため、地域包括支援センターや関係機関と協力し、認知症サポーター養成講座をはじめ、認知症基本法の基本施策に沿った様々な事業を通じて啓発活動を行ってまいります。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

今月図書館にて展示、啓発を行っていただいているとのことですが、また継続した啓発活動をお願いするとともに、本町ではまたちょっと認知症の読み聞かせとか、または他の市町でもやってございますけれども、映画の上映会だとか、信友監督の実話で「ぼけますから、よろしくお願いいたします。～お帰りお母さん～」という、この上映をなさっている自治体が多くございます。また、様々な媒体、エフエムななみを活用した周知活動だとか、ケーブルテレビ様における認知症に関する情報発信だとか、様々な啓発活動、またご検討いただければと思います。

他の自治体では、様々なものがございますけれども、SOSネットワークを活用した徘徊模擬訓練だとか、声かけ活動だとか、また、ライトアップ・オレンジリングドレスアップ・ガーデニング、花卉部会の皆様にもご協力いただいて、ガーデニングのオレンジでいっぱいガーデニングのアップだとかをなさっているところもあります。本町でもまたご協力をいただきながら、そのようなものをご検討いただければと思います。

認知症は、物忘れや一人歩きなどの症状があり、介護者にとって思いどおりにいかないこ

とで倒れてしまうことも珍しくありません。ご家族が介護に対して、心身への負担等、限界を超えないための接し方やケア方法が必要になってきます。

そこで、本町で行われている介護者の負担軽減策についてお伺いいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ご質問がありました当町での介護者の負担軽減策についてお答えいたします。

認知症の方を介護されている方の心理的負担を軽減するために、認知症カフェやケアラズカフェを定期的に開催し、介護者が気軽に相談できる機会を設けております。

また、町では令和3年4月から認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を実施しております。認知症の可能性のある高齢者を対象に町が契約者となり、保険に加入することで、鉄道事故等に遭遇した際のリスクの軽減を図るものです。

さらに、本年8月から認知症高齢者等見守りシール交付事業を開始しました。万が一認知症の方が一人歩きをされ、困られた際、発見者や警察の方がシールに印刷されたQRコードをスマートフォンで読み込むことにより、ご家族の方へ連絡が届くものです。早期に発見され、また身元が分かれば無事に早くご家族の元へ帰ることができ、ご本人の安全にもつながることが期待されるものでございます。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。

定期的なケアラズカフェ、認知症カフェの開催、また賠償保険の開始、見守りシールの開始など、様々な事業で負担軽減策が行われていることが分かりました。

次に、認知症に寄り添うユマニチュードについて伺います。

聞きなれない言葉だと思いますが、ユマニチュードというのは、フランス語で「人間らしくある」を意味しており、日常生活に支障が出て、暴力的な言動になりがちな当事者と介護する家族らと意思疎通をスムーズにして、信頼関係を構築するための有効な技法と言われております。さらに言えば、あなたを大切に思っているということを表現する技法であり、35年の歴史ある取組です。

介護で大事なことは、当事者の不安を取り除くことであると思っております。このユマニチュードは「見つめる」「話しかける」「触れる」「立ってもらう」この4つが基本となっており、認知症の人を急な動作で驚かせたりしないよう、「顔を近づけて正面から視線を合わせる」「上から腕をつかまない」など、400以上の接し方を定めており、この認知症ケア技法を介護や看護の現場以外でも取り入れる動きが広がっています。

そこで、このユマニチュードの取組についてのお考えをお聞かせください。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまご質問がありましたユマニチュードについてお答えをいたします。

ユマニチュードは、議員がただいまおっしゃっていただいたとおり、見る、話す、触れる、立つをケアの4つの柱として、あなたを大切に思っているということを相手に伝える技術であり、認知症の方を介護する上で有効な技法の1つであると認識をしております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

福岡市では、認知症に優しいまちづくりを目指す認知症フレンドリーシティープロジェクトの一環として、ユマニチュードの技法を普及、理解していただくための家族介護者向け専門職向け、市民向け、児童生徒向けの講座が開かれております。

この講座を受講した救急隊員からは、暴れていた人がユマニチュードで接していくうちに落ち着いて話ができるようになり、円滑な搬送につながったとの声も上がっており、もっと早く知っていればよかった、今後は介護をする人たちに私たちが伝えたいとの声が寄せられたのを受け、こうした取組を継続的に実施しようと、今年4月から福祉局の中にユマニチュード推進部を新たに設置しています。

そこで、認知症サポーター養成講座の講座内容の1つに、このユマニチュードの技法を追加することは有効な取組になると考えますが、当町のお考えをお聞かせください。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えをいたします。

認知症サポーター養成講座は、厚生労働省が定めた実施要綱に基づき実施されており、その対象者や所要時間、カリキュラム、テキスト等はおおよそ要綱で定められたものとなっております。そのカリキュラムには、主に1つ目としまして、認知症に関する正しい知識を深めること。2つ目としまして、サポーターとして何ができるかというものになってきます。2つ目のサポーターとして何ができるかというところで、身近にいる認知症の方への声のかけ方を学んでいただきますので、その中でユマニチュードの技法について追加できるか勉強させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

この技法を学べる機会を設けるなど、ご検討いただきたいと思います。

先月、公明党のオンライン研修を視聴し、ユマニチュードの効果が科学的に実証されていること。また、全国の自治体で徐々に取り入れていることが分かりました。

介護の現場では、一生懸命にケアをしても相手から拒否されたり暴言を受けたりすることがあります。実際、口腔ケアを嫌がり声を荒げていた90代の男性に対して、看護師がユマニチュードを実践したところ、その男性は抵抗せず口を大きく開け、口腔ケアを受け入れ、笑顔を見せていました。国内の研究結果では、認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善され、ケアする側の負担感も20%軽減したとの有効性が確認されております。

また、ユマニチュードに先駆的に取り組んでいるフランスの一部施設では、離職したり欠勤したりする職員が半減したほか、鎮静剤といった向精神薬の使用量を9割近く減らしたという報告もあります。認知症の方に、あなたを大切に思っているということ表現するケア技法として、相手に安心感を与え、受け入れてもらうという信頼関係を築くことを目指しております。

そこで、このユマニチュードの技法を取り入れることによる効果について、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ご質問がありましたユマニチュードの技法を取り入れることによる効果についてお答えをいたします。

ユマニチュードの技法を取り入れることにより、介護しやすくなれば、介護する人の負担が軽減され、また、適切な介護を行うことにより、ご本人の状態の維持や改善につながるものと認識しております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

個人的に介護施設の関係者の方々にお話を伺ったり、施設での認知症の方への対応を拝見したり、友人知人らの在宅介護の状況をお聞きしますが、認知機能が低下し、妄想や幻覚、暴言や不穏状態など、理不尽な言動や行動で介護負担が増幅し、心身の疲弊も否めません。様々な利用者さんがおられ、どこの地域でも介護人材不足の中、丁寧に一生懸命取り組んでくださっていることに感謝をしております。

先ほどの実際の事例のように、このケア技法を活用することで、少しでも介護者の、また介護職員の方々への負担軽減になればと思っております。

先ほどの福岡市では、家族介護者や病院、介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施し、暴言や徘徊などの症状が軽減され、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、18年度に町ぐるみの認知症対策として、この技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に展開しております。

そこで、当町においても、認知症の方や家族が暮らしやすい環境をつくるために、ユマニチュードの普及、理解促進に向けて、住民向けの講座を開催してはどうかと考えますが、ご見解を伺います。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまの住民向けの講座を開催してはというご質問にお答えをいたします。

介護にとって重要なことは、介護をする人、される人それぞれが互いに尊厳を持ってストレスのないよう、よい関係をつくることが重要であると考えております。

まずは、認知症の方やそのご家族、介護に従事されている方等の意見を伺いながら、講座

の実施について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

よろしく願いをいたします。

いずれにしても、認知症の人やそのご家族が望む暮らし、環境をどのように整えていくのか。当事者は何も分からなくなるわけではありません。

例えば、アルツハイマーというのは、脳の1つの病気で、認知症になった方の不安や恐怖感といったものを取り除いていくということが非常に大事だと思います。認知症発症の初期段階では暴力的になるなど、人格が変わったようになっていたり、あるいは人を疑ったり、物忘れがひどく進むなど、様々な症状があります。

しかし、どんなに脳の機能が衰えたとしても、好き嫌いといった感情記憶というものは失われにくいと言われており、人格や人間自体が変わるものではありません。

また、認知症になったら何もできなくなるというものでもありません。それを介護する側、周りのご家族等が深く認識し、寄り添っていくことが大事なのではないでしょうか。そして、認知症とともに、希望を持って生きるという新しい認知症感に立って、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指し、当町においても、ユマニチュードの普及とともに、ぜひこの技法の積極的な取組をご検討いただければと思います。

次に、認知症予防における難聴対策について伺います。

加齢に伴い難聴が進むと、会話や人と会う機会が減るなどのコミュニケーション不足によって引き籠もりがちになり、社会的にも孤立しやすく、うつや認知症につながることも懸念されております。また、耳から脳に伝達される情報量が極端に少なくなり、認知症発症のリスクが高まると言われており、難聴対策として、聴覚補聴器の活用が有効とされております。

実際、聴覚補聴器には、マイクで収集した音を増幅して、外耳道に送る気導補聴器のほか、骨導聴力を活用する骨導補聴器や耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導補聴器などがあります。高齢化が進む中で、高齢者が社会の一員として末永く動き働ける地域を築くため、聴力の低下した高齢者が自分に合った聴覚補聴器を選択し、適切に活用できる環境の整備は大変重要ではないでしょうか。

中でも現在では、耳の入り口付近に軟骨を振動させて音を伝える仕組みの軟骨伝導イヤホンが注目されております。高齢の方、難聴の方が生き生きと活躍できる社会の実現と、知識や技術を地域経済の発展に生かす取組が進められる中、社団法人日本補聴器工業会の今年の調査によりますと、日本の難聴者は人口の10%、人数に換算すると約1,300万人に上り、高齢化により、今後さらに増えると見込まれています。

一方、同調査では、医療機器が高額なことなどを理由に、補聴器所有率が難聴者の僅か15.2%しかないことが分かりました。この数字からも分かるように、補聴器の購入をお考え

の高齢者の方々の中には、機器が高額のために諦めてしまうという方も少なくありません。

一方、軟骨伝導イヤホンは耳に軽く当てるだけで利用できるもので、装着時の痛みが少なく、通常のイヤホンのように、耳穴を塞がない上、左右のイヤホンの音量を個別で調節でき、片耳だけでも使えます。骨伝導とは異なり、耳の周囲の軟骨に振動を与えて音を伝える仕組みで、外部の自然音の聞き取りに影響はなく、音漏れの心配もありません。さらに通常の補聴器よりも衛生的で扱いやすく、集音器とセットで雑音を取り除く機能があり、小さな声もはっきりと聞くことができます。このため、大声で話すことによって、個人情報や周囲に聞かれるリスクを減らすことができ、難聴者のプライバシーの保護にもつながります。

そこで、現在、当町の窓口対応において、耳が聞こえづらい方に対して、どのような対応をされているのか、お伺いいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ご質問がありました窓口における聞こえづらい方への対応についてお答えをいたします。

新型コロナウイルスが流行して以降、窓口においてはアクリル板を設置し、感染症対策を引き続き実施しておりますが、来庁される方が聞き取りにくくてお困りの際は、マスクを着用の上、近くでゆっくりお話をさせていただきます。それでも難しい場合は、席を移動したり筆談にて対応させていただいております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。

この軟骨伝導イヤホンを導入することにより、これまでの対応より円滑にコミュニケーションを取ることができるようになるのではないのでしょうか。

東京都狛江市では昨年、市役所内の市民課と福祉総合相談窓口の2か所に全国自治体初の軟骨伝導イヤホンを導入され、窓口業務の時間短縮も見込んでおり、高齢者の方が多く利用する公民館などへの設置も検討していくとお聞きしました。軟骨伝導イヤホンを窓口を設置することにより、ただいまもおっしゃっていましたが感染症対策など、飛沫防止パネルの設置による聞こえづらさや、大きな声で会話をし、個人情報を周囲に聞かれるリスクの軽減が図れることで、高齢の方が安心して窓口に来ていただけます。また、住民サービスの向上にも大きくつながるものと考えます。

今後、高齢化の進展に伴い、声が聞こえづらい対象者の増加が予想されます。そこで、当町の窓口でもこの軟骨伝導イヤホンの導入をご検討していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員から紹介がありました軟骨伝導イヤホンは聞き取りにくい方が窓口において、よりス

ムーズに手続をしていただけるための手段の1つとして、とても有効であり、市町村や金融機関等で徐々に導入されていることは承知しております。当町におきましても、ほかの手段と比較しながら、導入を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

よろしく申し上げます。

この軟骨伝導イヤホンは、奈良県立医大の細井裕司学長が発見され、軟骨伝導の仕組みを利用し製品化したものです。窓口などに、目に見えにくい人のために老眼鏡があるのに、なぜ聞こえにくい人のための配慮がないのだろうかとの素朴な疑問が原点だとお聞きしました。

現在では、全国の自治体や銀行窓口、病院や量販店など導入が広がっております。社会的孤立防止、認知症発症予防とともに、声が聞こえづらい住民の方々へ難聴対策として有効なツールとなりますので、ぜひ前向きなご検討をお願いし、私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で、山岸美登利さんの質問を終わります。

ここで、介護支援課長、こども福祉課長、教育課長、こども家庭課長の退席と、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、下水道課長の入場を許可します。

上下水道部長、教育部次長は席を移動してください。

暫時休憩します。

(午前11時18分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

○議長 水野智見君

質問9番 安藤洋一君の「どうする！どうなる！温泉通りの桜並木」を許可します。

安藤洋一君、質問席へお着きください。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い「どうする！どうなる！温泉通りの桜並木」と題しまして質問をさせていただきます。なお、参考写真をタブレットに掲載しておりますので、参照をお願いいたします。

まず1問目、今、温泉通りで下水道工事が盛んに行われております。かなり大規模に行われております。

まず初めに、この工事の概要、状況、復旧計画などをお教えてください。

○下水道課長 北條寿文君

温泉通りの下水道工事の状況についてお答えいたします。

今年度の下水道工事は、源氏地区において開削工事を錦、平安地区において推進工事を施工しております。温泉通りにつきましては、源氏地区の開削工事を今年度中に完了するとともに、路面の舗装は仮復旧いたします。また、錦地区の開削工事は、来年度に施工する計画にあり、舗装の仮復旧までは同様の流れとなります。そして舗装の本復旧は施行の翌年度に行います。

従来は、下水道課において舗装の本復旧を行いますが、温泉通りにつきましては、道路管理者の復旧方針を踏まえる必要があり、調整した結果、土木農政課において施工いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

それで、今温泉通りの東側をやって進めていると思うんですけども、これはどうなんでしょう、今教えていただいた工事概要、状況、計画なんですけども、西側についてはこれは含まれておるのでしょうか。それとも、また別の計画で西側は新たに行くのでしょうか。もし、通告書で言っていないんでいかんですけども、もし分かりましたら、分かる程度お願いいたします。

○下水道課長 北條寿文君

今おっしゃられましたとおり下水道工事につきましては、今水道工事と併せまして東側で行っております。西側につきましては、様々な埋設管ですとか、路面の状況等々まだ総合調整する必要がございますので、現段階では今西側についていつ施工するということは、まだ表で今話ができる状況ではありませんので、また引き続き調整をしながら、まずは東側ということでご理解いただければと思います。よろしく願いします。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。

何か西側のほうは、かなりその温泉管だとかなんとか、いろいろ複雑だというようなお話はちらちらと聞いております。また、分かってきましたら、なるべく早く地元の人たちにも公表していただけるといいかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問の2番目、その工事のために、温泉通りの東側歩道の桜の木がほぼ軒並み、地上1メートル辺りで伐採されています。写真のとおりですね。この写真のとおりです。町民の方々からも驚きの声が多数寄せられておりますので、分かりやすい説明をお願いしたいと思います。

ちょっと見てみましょう。ちょうどこれが温泉通りの足湯の正面、温泉通りを挟んで反対

側、正面の木になります。それから、これはその辺りから北を眺めたところの木の伐採の様子ですね。それから、これが今度南を見たところの伐採のものです。これは、下水管の工事の終わった後だと思えます。仮復旧の舗装ですね、これバローの辺りです。それから、これが尾張温泉から東西の通りの中央道を見たところですよ。手前の木は伐採されて、赤丸のほうはちょっと見えにくいんで赤丸したんですけども、こういう状況で、もう軒並み切っているという状況であります。

1点目として、まず桜の木を伐採したその理由をまず教えてください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいま桜の木を伐採した理由についてということでご回答をさせていただきます。

まず、温泉通りの桜につきましては、今までにも枯れた老木を伐採し、付近に新たに桜の木を植樹するなどしておりました。しかし、新たに植樹した桜以外のほとんどが老朽化が進行しており、また、外来害虫の発生により、枯れ果ててしまうのは時間の問題の状態でございます。

そのような状況の中で、今年度、温泉通り線の東側の下水道管布設工事に併せて行われる、水道管の移設工事におきまして、根が進向しております歩道に根を切った上で水道管が埋設されるということで、根の一部が切り取られた際の倒木の可能性につきまして、専門業者にも確認をさせていただいたんですが、倒木の可能性があるということでございましたので、今年度、水道管の移設工事が行われる区間につきまして、倒木による事故防止のため、暫定的に伐採をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

倒木の可能性があるということで、確かにかなり枯れてもう何というのでしょうか、もうぼそぼそというんですかね、幹の中まで枯れたりして、ちょっと横をトラックとか車両が通っただけでも、触っただけで折れて地面に落ちていたとかというのをよく目撃しとったもんですから、そういう可能性もあるのかなということで、今おっしゃった暫定的なところ、それが重要なところかと思えます。

では2点目、工事終了後、伐採した街路樹の姿はどうなるのか、その街路樹の復旧計画を教えてください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、復旧計画についてということでご答弁をさせていただきます。

来年度から、温泉通りの改修工事を行う際に、伐採した桜の根を除去し、予算の許す範囲で植え替えを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

まず、根を除去するということから始まるということですね。大変な作業になるかと思  
いますけれども、よろしく願いいたします。

では3問目、蟹江町行政の街並みの景観の保全の考え方、根本的な街並みの景観の保全の  
考え方についてお伺いしたいと思います。

1点目、この先、工事終了後の温泉通りの街並み景観をどのようにイメージしているのか、  
教えてくださいということで、いや、何、行き当たりばったりとかそういうことではなくて、  
やっぱり先の完成終了した後のイメージが非常に重要かと思っておりますので、その辺を教  
えていただきたいと思えます。

2点目も続けていきますけれども、例えば、温泉通りの西側が今の桜並木、温泉通りの東  
側はイチョウ並木になったりとかという、そういうちぐはぐな並木通りといったことの可能  
性もあるのかどうか、その辺もちょっと併せて教えてください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

ただいまの2点のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、温泉通り線は、町内でも名の知れた桜並木でございます。しかし、植樹から50年以  
上が経過しておりまして、適正な維持管理に苦慮しているところでございます。

今回、水道管移設工事ということがきっかけではございますが、このタイミングで今回伐  
採した桜以外の部分を含めて、路線全体の老朽化した桜を伐採し、将来に向かって新たな環  
境づくりを進めたいと考えております。

2つ目のご質問として、ちぐはぐな可能性があるとかということについてでございますが、  
東西で違う種類を植樹することは考えてはございません。温泉通り線には、平成29年度に愛  
知県の交付金を一部活用して、ソメイヨシノの植樹をしております。

今回、平成29年度に植樹した桜以外を伐採した後は、同様に桜の植樹を予定しておりま  
す。ただ、歩道部分の影響を考慮しまして、ソメイヨシノよりも樹高はやや低くて、比較的  
病気に強いとされておりますジンダイアケボノという品種の桜を植樹していきたいと思  
っております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ジンダイアケボノと、ありがとうございます。

安心しました。というのは、1番最初情報を教えていただいて聞いたとき、何か今の桜み  
たいに根が張らずに、病気にも強い、何か違う木にもなるのかなといったようなお話もち  
っと聞いたような気がしたんで、いやこれはほとんどもないことになるのかなとちょっと心配

しとったんですけれども、安心しました。

3点目ですね。蟹江町内外に、非常に好感度の高かったこの街並みの景観をどのようにされるのか、工事が終了し復旧後のイメージが大変重要だと思います。

これは、今のお話、答弁ともちょっと重複するかもしれませんが、念のため再度このところを、1番大事なところ、復旧後のイメージ、これをちょっとお教えてください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

来年度以降、計画しております歩道の改修工事と併せて、順次植え替えをしていきたいと考えております。今までのような景観となるには、時間はかかるとは思いますが、植え替えを進めることで桜並木を次世代へ残していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

桜並木を次世代に残していきたいということを明言いただきました。本当にありがとうございます。安心しました。

それでは4番目、これは主に町長にお伺いしたいと思っております。

1点目、6月の一般質問でもお伺いしました。令和6年第1回蟹江町議会定例会で、横江町長が述べられました施政方針の中の公園・緑地・景観事業の中の景観事業というのは、これは一般公道においては当てはまらないのでしょうか。全く別の観点から見るとかな、ちょっとよく分からないので、ちょっとその辺のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

私のほうから一般的な街路樹の考え方についてお答えをさせていただきます。

今回ご質問をいただいております温泉通り線につきましては、約50年前に実施をされました学戸土地区画整理事業の中で整備をされまして、街路樹も同様の時期に整備をされておりました、ご質問のとおり一般公道におきます道路景観の向上など、都市環境の形成に寄与をしていたと考えております。

ただ、現在におきましては、長年にわたります沿道の土地利用の状況や、人々の生活の変化によりまして、従来求められていました街路樹の姿に変化が生じていると考えております。

昨今、街路樹の課題としましては、大木化による信号機や標識が見えないとか、あとは枝が道路に張り出して、交通安全面への影響や、あと高齢化した街路樹の台風などによる倒木するおそれなど、防災面からも適切な管理が必要となってきております。

一方、今までどおり豊かで潤いのある緑化を求める声もございます。これらを踏まえまして、今後の街路管理の考え方としましては、町のシンボルとなるような通りにつきましては、今まで以上に維持管理に努めるなど、努力をされていきまして、安全性や、道路機能を優先す

べきところについては、縮小や廃止をするなど、しっかりと色分けをすることで、限られた予算の中で、効率的に管理ができるよう管理の適正化に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。明快的な答弁ありがとうございます。

今の桜の木は立派なんですけれども、立派になり過ぎて、確かに大型トラックのコンテナとか通るとその形にこう削られていたりとか、結構障害にもなっているところも見受けられるんで、そういったところをメリハリをつけて景観とそれから安全面、両立していただけるのはありがたいなと思っております。

では2点目、これこそちょっと町長にお伺いしたいと思っております。

恐らく、横江町長が蟹江町民の中の誰よりも温泉通りの桜並木には深い思い入れがあると思われまふ。横江町長が町会議員に就任される前から、桜まつりを通じて、温泉通りの桜並木と関わってこられたと記憶しております。私もちょっと微弱ながらお手伝いもさせてもらってございましたけれども、横江町長の今の率直なお気持ち、取りあえず今の桜並木がなくなってしまうというところで、率直なお気持ち、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

これが写真のほうは、桜まつりが全盛の頃、2012年平成24年4月8日、桜まつりが終わった翌日のものです。これは北を見たところですね。温泉街のアーケードが見えます。これが南を見たところなんです。こういうふうに桜がもりもりの桜の木そのものも全盛、一番元気がよかつた頃かなと思ひておりますので、ちょっとこれを眺めながら、ちょっと町長のお気持ちをお聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは、安藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

桜通りの桜を見てどうなんだということで、きれいですね。

1番の質問、街並みの景観の話であります、まさにそのとおりでありまして、都市計画でもって、第一学戸土地画整備事業、第二学戸区画整理事業、公園の整備、街路の整備、蟹江町の原動力になった整備の中での街路事業だというふうに考えておりました。

ただ、温泉もなくなつてしまつたり、それから景観が相当変わりました。商売屋さんもどんどん撤退をし、本当に寂しい通りになつてしまつたんですが、桜まつりだけは皆さんのにぎわいの中で続けていこうということで、商工会、そして発展会を中心として、二十七、八年やってきたわけですが、ここへ来て、やはり雑学ではありますけれども、このソメイヨシノというのは、実はこれクローン植物なんです。ですから、全盛期を極めるんですけども、全盛期と反対で衰退も同時に、徐々にではなくて、同時に衰退が来ってしまうという、そういう運命の桜であります。

ですから、これを今度、根からつくようではなくて、これ挿し木でしか育たないんです。

もともと江戸末期に、植木屋さんがきれいな桜を作ろうということで、多分その当時、苦労してヤマザクラだとかエドヒガンザクラだったとかを交配して作られた、そういうことを言われております。この通りも、先ほど担当部長言いましたように、もう50年近く植樹していませんって言うておりますし、ソメイヨシノの寿命も40年から60年だというふうに言われておりますので、そろそろ朽ちてしまう時期なのかなと。そして虫の発生、特にテッポウムシだとかガレージのカミキリムシ等々がもう根についてしまっておりまして、ほぼ半分以上が倒木の危険があるというふうに言われたときには本当にショックを感じました。

安藤議員と一緒に、地域の桜まつりを温泉と桜ということで、この地域を盛り上げようということで一生懸命やってまいりましたが、決してこれがなくなったわけではなくて、スクラップ・アンド・ビルドで新たに違う桜を植えて、10年後になるのか分かりません。そこまではならないと思いますが、きれいな桜並木が必ず復活をして、また地域のいい桜並木の場所として復活するのではないのかな、そんなことを今思っておりますので、議員も悲観的にならず、またすばらしい桜まつりが戻るよということをお願いいただけるとありがたいと思います。

ここの下水道工事が始まったときには、まずこの話が来るなというふうに私自身も感じておりました。ただ、インフラ整備を優先するということが1番大事だというふうに思っておりますので、そここのところ、近隣の皆さんにも、安藤議員のほうからしっかりご説明いただければありがたいと思いますし、私もしっかりと説明させていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。丁寧な答弁ありがとうございます。

3点目は、もうこれは既に次長、部長からも詳しいお答えいただきましたので、これはこれで終わります。

今、町長からもいろいろお話いただきました。町民の生活に潤いと安らぎを与えること。そして町外に蟹江町のすばらしさをアピールすることも町行政の重要な役割の一つと考えます。温泉通りの桜並木は、町民にも愛されており、蟹江町の観光の目玉とも言える憩いの場所であり、いわゆる観光スポットであります。

また一方で、今町長もおっしゃいました下水道事業を進めていくことは、蟹江町のインフラを整備していく上で非常に重要であると思われまふ。ですが、そのために街並みの景観が台なしになってしまうのはいかがなものかと、この答弁いただくまでは本当に大変危惧しておりました。しかも先ほど申し上げましたけれども、当初のお話では、病気に強く根の張りの少ない、全く別の樹木に植え変わるかもしれないというようなお話を聞いておったので心配はなおさらでした。

しかし、ここで次長からの答弁により、新しい桜の木に植え替えられ、しかも歩道を凸凹に盛り上げていた根っこも処理し、危険な歩道も整備されるという一石二鳥のすばらしい展開になったなど感心しております。

私自身、以前から温泉通りの歩道のインターロッキングを盛り上げる桜の根が危険であると指摘をし続けていながら、今回、桜の木を伐採するのは景観上いかがなものかと一般質問で取り上げること自体、相反する内容であり、この質問こそいかがなものかと考えておりました、本当の話です。ですが、今回の下水道工事とその質問に対する答弁に、本当に感謝であります。なかなか進まなかった歩道のインターロッキングの桜の根による凸凹問題、次々に腐って折れていく桜の木問題、伐採され景観が損なわれたまま問題など、様々な要望をいただいている町民の方々にも喜ばれる対策、対応であろうと思っています。

ただ、相手が樹木ですので、撤去処理そのものも、それからある程度見栄えがよくなるまでの成長にも相当な年月を要することは、町長もおっしゃいました。これも想像に難くありません。気長に景観整備等、成長を見守りたいと思います。

いずれにしても、これから工事の難所に向かわれるとのこと。以前も赤水が発生して問題になったと記憶しております。くれぐれも事故や住民被害のないよう、お願いを申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で安藤洋一君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

(午前11時46分)